越前市地方創生チャレンジ移住支援事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、越前市のまちづくり、産業活性化、定住化促進等の課題解決及び関係人口の増加等を図る活動等に対し、越前市地方創生チャレンジ移住支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付し、もって、本市への移住を促進し地方創生を推進することを目的とする。

（適用通則）

第２条　補助金の交付等については、この要綱に定めるもののほか、越前市補助金等交付規則（平成１７年越前市規則第５０号。以下「交付規則」という。）の定めるところによる。

　（定義）

第３条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　(1) 関係人口　移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々をいう。

(2) 大学等　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に基づく大学、短期大学及び高等専門学校をいう。

(3) 宿泊施設　旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第２条に規定するホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業に係る施設（越前市学生合宿誘致推進事業実施要綱（平成２２年４月１日施行）第２条第２項に該当しない施設を含む。）をいう 。ただし、市長が不適当と認める施設を除く。

(4) 学生活動　大学等の学生により構成されるサークル、クラブその他の県外に所在する課外活動団体（以下「学生団体等」という。）が越前市のまちづくり、産業活性化、定住化促進等の課題解決のために、越前市への企画、提案を目的として行う宿泊を伴う実習、訓練、研修等をいう。

(5) 延べ宿泊数　学生団体等に所属する学生の当該学生合宿における延べ宿泊者数をいう。

(6) 学生合宿　学生活動を行うために、学生団体等が宿泊することをいう。

(7) 移住フェア　地域の魅力のＰＲを行い、地域に興味・関心を持ってもらうことを目的として地方自治体等が主催するイベントをいう。

(8) 移住等に向けた活動　本市への移住を考えている人が、移住フェアに参加し、移住に向けて行う活動をいう。ただし、学生、大学等を卒業した翌年度に越前市に住民登録する者又は転勤、出向、出張及び研修等による勤務地の変更に伴い転入する者は除く。

　(9) 移住初期活動　県外から本市に住民登録した者が行う活動をいう。ただし、学生、大学等を卒業した翌年度に住民登録する者又は転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更に伴い転入する者は除く。

（補助対象事業）

第４条　次の各号に定める活動において補助金の交付の対象となるものは、それぞれ当該各号に掲げる要件を満たすものとする。

　(1) 学生活動

ア　県外に所在する大学等の学生を過半数以上含む学生団体等によって行われるものであること。

　　イ　越前市内の宿泊施設に宿泊するものであること。

　　ウ　延べ宿泊数が、５泊以上（同一の学生活動について同一の学生団体等が複数の宿泊施設に分散して宿泊する場合は、合わせて１件の学生活動として計算する。）であること。

　　エ　越前市のまちづくり等の課題解決のための企画又は提案を、文書で報告できること。

　(2) 移住等に向けた活動

　　ア　第７条に規定する申請前に移住フェアで本市への移住に関する相談をした者又は前号に掲げる活動に参加した者が行う活動であること。

　　イ　第７条に規定する申請時に県外に居住する者が行う活動であること。

ウ　市内の駅、宿泊施設等を利用し、レンタカーを借りる場合は市内で借り、市内で返却する活動であること。

(3) 移住初期活動

　　ア　第７条に規定する申請前に移住等に向けた活動を行った者が行う活動であること。

イ　第７条に規定する申請時において、本市に転入後３か月以上１年以内である者が行う活動であること。

ウ　平成３１年４月１日以降に転入した者が行う活動であること。

エ　第７条に規定する申請から５年以上、本市に継続して居住する意思を有する者が行う活動であること。

オ　本市に転入後３か月以内に本市ホームページに写真付きで記事を掲載するための取材を受けることができる者が行う活動であること。

カ　越前市が行う移住に関する施策等に協力すること。

キ　越前市Ｕ・Ｉターン移住就職等支援事業における移住支援金の交付を受けていないこと。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の対象としない。

　(1) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの

　(2) 公序良俗に反するもの

(3) 前項第１号に規定する活動（以下「１号補助事業」という。）及び前項第２号に規定する活動（以下「２号補助事業」という。）においては、営利を目的としているもの

　(4) 前項第３号補助事業（以下「３号補助事業」という。）においては、生活保護による住宅扶助を受けているもの

　(5) 申請者が市税を滞納している場合

　(6) すでに当該補助金を申請年度内に受けている場合

　(7) その他市長が不適当と認めるもの

　（交付対象者）

第５条　補助金の交付の対象となる者は、１号補助事業を行う者、２号補助事業を行う者又は３号補助事業を行う者とする。

　（補助対象経費等）

第６条　補助対象経費は、別表第１、別表第２及び別表第３のとおりとする。

２　補助金の額は、別表第１、別表第２及び別表第３のとおりとし、補助対象経費区分ごとに算定した額の合計額とする。ただし、１号補助事業については、学生団体一団体当たり１５万円（補助率２分の１）を限度とし、２号補助事業については、別表第２及び別表第３のとおりとし、３号補助事業については、一世帯当たり１０万円とする。

　（補助金の申請等）

第７条　補助金の申請及び交付等の手続は、交付規則による。

２　１号補助事業により補助金の交付を受けようとする者は、申請書に加え、実施計画書及び収支予算書を市長に提出しなければならない。

３　２号補助事業により補助金の交付を受けようとする者は、前項に規定するもののほか、住民票の写し（交付後３か月以内のもの）又は住所が分かる身分証明書等を添付し、補助金の交付を受けようとする年度の３月２０日までに市長に提出しなければならない。

４　３号補助事業により補助金の交付を受けようとする者は、申請書に加え、　　　　　　　　　　　　　住民票の写し（交付後３か月以内のもの）又は住所が分かる身分証明書等及び誓約書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告書）

第８条　１号補助事業を行う者は、補助事業等が完了したときは、交付規則に定める実績報告書に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

(1) 宿泊証明書（様式第２号）

(2) 学生合宿参加者名簿（様式第３号）

　（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

（新型コロナウイルス感染症に伴う補助対象事業の要件の特例）

２　第４条第１項第２号アの規定に関わらず、当分の間、政策推進課への電話等による本市への移住に関する相談を移住フェアで本市への移住に関する相談とみなすことができる。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年９月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年７月１３日から施行し、令和２年４月１日以降の申請から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

別表第１（第６条関係）

第４条第１項第１号に規定する学生活動

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助金の額 |
| 区分 | 内容 |
| 報償費 | 講師謝礼等 | 実費 |
| 宿泊費 | (1) 宿泊施設に泊まるための宿泊料（駐車料金含む） | 延べ宿泊数に１人当たり１，０００円を乗じて得た額 |
| (2) 会議室使用料 | 実費 |
| 市内の移動にかかる費用 | 宿泊施設と課題解決のための地域、企業との往復等に係る費用（バス、タクシー、レンタカー（ガソリン代含む）、レンタサイクル、電車賃等） | 実費 |

別表第２（第６条関係）

第４条第１項第２号に規定する移住に向けた活動

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助金の額 |
| 区分 | 内容 | 申請時の住所地 | 補助上限額 |
| 交通費 | 越前市までの往復交通費（ただし、一回の往復交通費が、補助上限額未満の場合は、実費） | 下記以外の都道県（福井県を除く。） | ３０，０００円 |
| 群馬県、新潟県、鳥取県 | ２８，０００円 |
| 香川県 | ２６，０００円 |
| 静岡県、岡山県 | ２４，０００円 |
| 長野県 | ２２，０００円 |
| 和歌山県 | ２０，０００円 |
| 三重県 | １６，０００円 |
| 大阪府、兵庫県 | １４，０００円 |
| 富山県、愛知県、奈良県、岐阜県、滋賀県、京都府 | １２，０００円 |
| 石川県 | ８，０００円 |

別表第３（第６条関係）

第４条第１項第２号に規定する移住に向けた活動

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助金の額 | 補助上限額 |
| 区分 | 内容 |
| 宿泊費 | 宿泊施設に泊まるための宿泊料（駐車料金含む）（一泊一部屋のみ） | １０，０００円 （ただし、一泊の宿泊料金が、１０，０００円未満の場合は、実費） | 一世帯１０，０００円 |
| 市内の移動にかかる費用 | 移住に向けた活動に係るレンタカー使用料（ガソリン代含む） | ５，０００円（ただし、一回の使用料金が、５，０００円未満の場合は、実費） | 一世帯５，０００円 |

様式第１号（第７条関係）

誓　　約　　書

越前市長　殿

　私は、越前市地方創生チャレンジ移住支援事業補助金交付申請に当たり、本補助金の申請の日から５年以上越前市に定住することを誓約します。

　なお、状況の変化等やむを得ない事情により５年を経過する前に越前市外へ転出する場合には、必ずその旨を連絡します。

　　　　　年　　月　　日

住　所　　越前市

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

様式第２号（第８条関係）

宿泊証明書

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |
| 事業名 |  |
| 実施期間 | 　年　月　日から　　　年　月　日まで　　泊　日間 |
| 宿 泊 年 月 日 | 学生宿泊人数 | 指導員及び引率者等宿泊人数 |
| 　　年 　月　 日（　） | 人 | 人 |
| 　　年 　月　 日（　） | 人 | 人 |
| 　　年 　月　 日（　） | 人 | 人 |
| 　　年 　月　 日（　） | 人 | 人 |
| 　　年 　月　 日（　） | 人 | 人 |
| 合計(延べ宿泊数) | 人泊 |  |

上記内容に相違ないことを証明します。

　　年　　月　　日

宿泊施設

所 在 地

名　　称

代表者名

様式第３号（第８条関係）

学生合宿参加者名簿

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 氏　名 | 学年／職名 |  | 氏　名 | 学年／職名 |
| 1 |  |  | 16 |  |  |
| 2 |  |  | 17 |  |  |
| 3 |  |  | 18 |  |  |
| 4 |  |  | 19 |  |  |
| 5 |  |  | 20 |  |  |
| 6 |  |  | 21 |  |  |
| 7 |  |  | 22 |  |  |
| 8 |  |  | 23 |  |  |
| 9 |  |  | 24 |  |  |
| 10 |  |  | 25 |  |  |
| 11 |  |  | 26 |  |  |
| 12 |  |  | 27 |  |  |
| 13 |  |  | 28 |  |  |
| 14 |  |  | 29 |  |  |
| 15 |  |  | 30 |  |  |